

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和 44 年岩手県教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(校長の専決事項)</p> <p>第 4 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監、分校主任、保健主事、寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事の発令に関すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(教頭等の専決事項)</p> <p>第 6 条の 2 教頭、主任指導教諭、指導教諭、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、舎監長、舎監及び分校主任並びに寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、その職務に関し、第 5 条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で校長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> | <p>(校長の専決事項)</p> <p>第 4 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監、分校主任、保健主事、寮務主任、小学部主事、中学部主事、<u>高等部主事及び研究主任</u>の発令に関すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(教頭等の専決事項)</p> <p>第 6 条の 2 教頭、主任指導教諭、指導教諭、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、舎監長、舎監及び分校主任並びに寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事並びに<u>主幹教諭及び研究主任</u>は、その職務に関し、第 5 条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で校長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。